

【文書名】

○捜査指揮に関する訓令の解釈及び運用について

(令和5年7月13日付け香刑企第439号)

【概要】

捜査指揮に関する訓令（昭和42年香川県警察本部訓令第6号）の解釈及び運用に誤りがないよう、同訓令に使用される用語の解釈及び警察本部長指揮事件の個々具体的な解釈について定めたものである。